

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成24年2月10日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

(提案理由)

環境の杜ふれあいの体育室等の当日利用料金について、那覇市及び南風原町に居住又は勤務する者以外のものの利用料金の改定及び字句整理のため、この案を提出する。

平成24年2月10日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合 議
議長 與儀實司



環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例

環境の杜ふれあい条例（平成19年那覇市・南風原町環境施設組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p style="text-align: center;">(利用料金の<u>免除</u>)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 中学生以下の区分は、<u>幼児(小学校就学前の者をいう。)</u>、<u>児童、中学生</u>に適用する。</p> <p style="text-align: center;">2~3 [略]</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>環境の杜の予約利用の利用料金(施設及び設備)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空調設備(会議室、談話室)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	施設の種別	単位	金額	[略]	[略]		空調設備(会議室、談話室)	[略]	<p style="text-align: center;">(利用料金の<u>減免</u>)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">[表 略]</p> <p>備考</p> <p>1 中学生以下の区分は、<u>幼児(小学校就学前の者をいう。)</u>、<u>児童及び中学生</u>に適用する。</p> <p>2 <u>構成市町に居住する者及び構成市町の事業所に勤務する者以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額欄に定める額に当該額の100分の20に相当する金額を加算した額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">3~4 [略]</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>環境の杜の予約利用の利用料金(施設及び設備)</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空調設備(会議室又は談話室)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	種別	単位	金額	[略]	[略]		空調設備(会議室又は談話室)	[略]
施設の種別	単位	金額															
[略]	[略]																
空調設備(会議室、談話室)																	
[略]																	
種別	単位	金額															
[略]	[略]																
空調設備(会議室又は談話室)																	
[略]																	
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。</p>																	

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。